

沖縄県中央児童相談所一時保護所の
子どもの生活・支援に関する第三者評価
報告書

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で沖縄県中央児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価項目 J-Oschis2024 年度版」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	11
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	14
第Ⅲ部 一時保護所の運営	18
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	21

総評

(2024 年 12 月 9 日(月)~10 日(火) 実地調査実施分)

【はじめに】

一時保護施設が大きな改革を求められ、その支援も大きく変えなければならない中で、建築上の制限や旧態依然とした職員数のままで、現場職員は非常に献身的に日々の実践に取り組んでおられます。貴一時保護施設の質の改善のために解決すべき課題は多数ありますが、これらの多くは児童相談所や一時保護施設の意欲・姿勢だけでは解決できないものです。県行政として児童福祉に対する基本的な姿勢が問われているとも言えます。「児童福祉行政」「児童虐待防止対策」をすすめるために、重点的な取組が求められなければならないと考えます。

第三者評価を受審することは業務の質改善に直結するものです。今回の評価は、決して現場組織や職員の批判をするものではなく、大切なのは、第三者評価を受けて質の改善に向けてどう取り組むかです。児童相談所が中心になればできること、児童相談所だけでは困難で本庁が取り組まなければならないこともあります。本評価報告書を参考に、質の改善に向けて具体的に取り組んでいただけることを期待します。

【優れている点】

○ 県児童相談所 2 か所ともに一時保護施設を備えている

沖縄県には 2 か所の児童相談所がありますが、それぞれに一時保護施設が併設されています。それぞれに一時保護施設を持つことによって、ケアを行う一時保護施設職員と児童相談部門の緊密な連携が円滑に行われているだけでなく、子どもにとっても、必要な時すぐに児童福祉司や児童心理司と面接ができるという利点につながっています。（一時保護施設を持たない児童相談所では、一時保護された子どもと面接するだけで往復半日程度を要することもあり、結果的に子どもへの対応が十分にできなかったり、一時保護施設との情報共有や支援のあり方に関する協議の不十分さ等の課題となって現れてしまいます。）

また、どうしても同時期、同空間で一時保護すべきでない子ども（例えば、該当の性被加害やいじめの被害の組み合わせ、集団非行の仲間同士、あるいは対立するグループの構成メンバーなど）を分離して対応ができる利点もあります。さらに、重大事件案件など、新しい設備の一時保護施設でなければ対応できないケースについては、コザ児童相談所と相互利用の取り決めを行い、その利点を生かすように対応しています。児童相談所がそれぞれに一時保護施設を持っていることの利点をさらに拡げていかれることを期待します。

○ 意欲的で現場の工夫で変えられるものは積極的に改善している

現場ですぐに変更・改善することが難しい、限られた建築構造や職員体制の中で、少しでも子どもの意見を尊重するなど子どもの権利擁護を図り、個々人の実情に応じた支援を行う意欲や姿勢があります。そのための様々な工夫がなされ、例えば、意見箱への対応について「苦情処理委員会」を定期的で開催し、委員の協議の中で組織的に対応を決定されています。また高年齢児にはできるだけ個室を提供しながら実情に応じた支援を行い、一律の対応にならないような支援が徹底されています。

○ 職員の専門性確保のための福祉職や人事方針

児童相談所職員の大多数は、福祉職が充てられています。福祉職は、児童相談所の児童福祉司、児童指導員のほか福祉事務所等や児童福祉施設への異動もあります。児童相談所相談部門職員の中には一時保護施設従事経験の職員がおり、逆に一時保護施設職員も児童福祉司や児童福祉施設従事経験の職員が配属されています。こうした人事は、児童福祉におけるケアワークとソーシャルワークを一体的に考えたり、俯瞰的に事例をとらえたり、その先まで考えた支援を検討できるなど職員の専門性を高めるメリットだけでなく、職種間の連携の基本となる相互の業務内容理解につながり、よい結果になっています。

【今後に向けた課題と提案】

○ 一時保護改革を極めて困難にさせている建築と職員体制

この4月に公布された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」と略）と設備運営基準交付に伴う一時保護ガイドラインにそった支援を行うことが極めて困難な建築と職員体制です。（建物と職員体制のアンバランス）

一時保護施設内の二つの寮がそれぞれ二つのフロアに分かれ、生活エリアと学習エリアで構成されています。全体の面積は特別に小さく狭隘なわけではありませんが、この建物面積と諸室を十分に活用しようとする、職員体制がかなり弱いように感じます。子どもを小グループあるいは一人に分散させると、職員が誰もつかないエリアや子どもだけの小グループができてしまい、この方法は現状では実現困難です。実際には、限られた職員数で対応しているため、パブリックスペースの狭さ、居室の広さや間取りの問題から危険な死角（死角は子ども側から見れば「他者の目から逃れられるプライバシー空間」でもあるため、死角全般が不適切というわけではありません。「危険な死角」については対策が取られていますが、本来的には別の対応が求められます）が生じたり、生活空間における「過密状態」から不要なトラブルが生じたりするといった事態となっており、保護された子どもの安全・安心に課題を残しています。

こうした限られた条件で勤務している職員が、子どもへの対応中に怪我をする事態も生じています。災害時でも非常時でもない中で、職員が公務中に、しかも子どもへの対応場面で怪我をするという事態については、特に深刻に考えなければなりません。一時保護される子どもは、自傷他害行動や攻撃的・破壊的行動があり、こうした行動からその子ども自身や他の子ども、さらに職員を守らなければならないのは一時保護施設の使命です。そのいずれか一つでもできていない状態があるならば、解決・改善への対策が強く求められます。現状の間取りや諸室の配置状況から、建物内で子どもが破壊的攻撃的行動となった場合、適切に避難ができません。そのために、職員が体を張って抑えなければならない事態も生じています。職員が怪我を負うという背景には、こうした構造的課題があったことは十分に考えられます。保護している子どもも、対応する職員も守られることは、最も基本的な権利擁護上もきわめて重要な課題です。抜本的な改善が求められますが、当面できることとしては、正規職員の大幅増員と思われます。

○ 生活に必要な「雑用」が子どもへの支援の時間を奪っている

一時保護施設の中に子どもの生活があり、その生活を支えていくためには、いわゆる「雑用」と呼ばれる間接的支援が欠かせません。事故を防げないレベルの職員配置で、職員はその「雑用」に時間を割かれてしまっています。この「雑用」に充てられる時間は、子どもへの直接的支援や見守りが不十分になります。「雑用」は生活維持に欠かせませんが児童指導員でなくてもできる代替可能業務です。

また、子どもが行う「当番作業」も少なくありません。一時保護施設には、在宅生活の中で本来は大人が行うべきことを不本意に担わされてきた実情がある子どももいます。子どもに「当番作業」を担わせることは、一時保護施設の目的達成に必ず必要なことでしょうか。

こうした職員にとっての「雑用」、子どもにとっての「当番作業」は、職員と子どもとの良好な関係をつくるうえでも、子ども自身が主体的に生活を組み立てるうえでも、少なくない影響を与えています。業務委託や調理業務の一環として児童指導員や子どもが「当番作業」を担わなくて済むような業務構成が検討されることを期待します。

○ 職員研修、特に Off-JT（外部研修）がほとんど行われていない

設備運営基準では、「都道府県知事は、一時保護施設の職員員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している子どもの権利擁護、子どもの意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない」とされています。しかしながら、一時保護施設に配属された職員は、外部研修にほとんど参加できていません。その要因は、研修参加により職場から離れる職員がいると業務が回らない、勤務

割が組めないというものです。貴一時保護施設に配属された児童指導員は、福祉専門職として採用される前の勉強や児童福祉司の経験、また職場内の先輩職員による OJT のみをもとに日々の業務に従事されています。採用配属時から専門性を持ってはられるものの、Off-JT は、最新の学術的理論や、必要とされるが児童相談所以外では学ぶ機会のないトラウマインフォームドケア、また今回の「一時保護ガイドライン全部改定」等の制度的変更などを体系的かつ効率的に学べ、すぐに実践につなげることができます。さらに先進事例にも触れられ、施設全体の支援力の向上に欠かせません。職員の配置数の問題で、長年にわたり職員を外部研修に参加させることができない状況は、自治体が研修の機会を確保できていない典型的な例です。このことは設備運営基準を満たせてないだけでなく、専門機関としての質の低下を招きかねません。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ <u>子どもの側に立った視線の充実</u> ・生活環境を見る目（子どもからはどう見えるだろうという想像を働かせる）が養われることが求められます。配属時に疑問に思ったこと、不思議に感じたこと、違和感などを大切に、日々の業務に忙殺されても、こうしたことは忘れずにいていただきたいと思います。 ・常に子どもの側に立つことを継続していただきたいと思います。例として、職員が保護される子どもになりきって保護児として一晩過ごすなどのロールプレイを行い、効果を上げている一時保護施設もあります。 ○ <u>異年齢集団における年少児童の被圧迫感への理解</u> 今回の子どもアンケートにおいて、年長児からのいじめに関する記載があります。異年齢集団では、表面的には何もないように見えても、年少児が圧迫感を感じていることも少なくないとの視点を持つことが必要です。 ○ <u>学びへの参加</u> ・子どもの権利擁護についての研修を受けていただきたいと思います。研修の重要性については、すでに述べたとおりです。 ・学ぶ機会、研修への要望を現場から上げていくことも重要です。 ○ <u>自主点検の実施</u> なにか目の前の実務で効率的にできることがないか、定期的に一時保護施設運営を振り返ることができるようにすることを提案します。例えば、班内に専門チームを作ることや、気軽に書き込める「提案ノート」を置いておくことなども考えられます。
児童相談所 (一時保護所)	○ <u>清掃等の業務委託</u> 居室内は難しいとしても、公共スペースに関して、専門業者による清掃は素人が行うよりもいっそう綺麗に仕上げるのが可能です。あるいは、窓ガラスなど個所を特定して、定期的に重点的に清掃ができるよう委託することにより、汚れのない環境を実現できるとともに、職員は「清掃作業をしなければ」という義務感から解放され、子どもへのよりよい支援につながると考えられます。

児童相談所 (一時保護所)	○ <u>職員や子どもの「当番作業」からの解放</u> 本来大人がやるべきことは大人がやる、ということを徹底していただきたいと思います。有資格者でなくても出来る業務は業者委託することで、児童指導員もケアに専念できる形へ移行することが必要ではないでしょうか。 ○ <u>設備運営基準に則った権利ノートのアップデート</u> 制定された設備運営基準やそれを踏まえた一時保護ガイドラインは、子どもの権利擁護について大きく踏み込んだ記述がされています。また、子どもが権利行使の主体であり、権利保障がされるためには、子ども自身が権利のことを正しく理解することが前提になります。権利ノートはその重要な教材になります。 ○ <u>衣服をより多くそろえて、子どもがサイズから選べるようにすること</u> 選択できることは、子どもの権利擁護だけでなく主体性の育成にも役立ちます。日常の小さなことの積み重ねが自己決定能力を高めます。 ○ <u>子ども会議の開催</u> 意見表明支援は多数のチャンネルを用意しておくことが重要で、子ども会議はその一つの重要な機会になります。また、他の子どもの意見を聞く機会は、自身の意見形成支援につながります。さらに、子ども会議は、自治的機能を高める機能もあります。 ○ <u>マニュアルの整備</u> マニュアルは業務の標準化に必須と思われます。リーダーや職員が変わっても標準的業務を確保する意味で重要であると同時に、一時保護ガイドラインを実情に即して具体化するものでもあります。もちろん定期的な見直しが必要になります。整備にあたっては、全国レベルの研修での情報交換や実践交流で、多くの材料を仕入れることができるかと思います。 ○ <u>現在学習エリアとして使われている2階スペース有効活用</u> 子どもは一階スペースで過ごすことが多く、その時間帯は2階が余剰空間となっています。狭い空間で過ごすことは、さまざまなストレスを与えることとなりますので、2階スペースの有効活用は、子どもたちの生活の質の向上につながるものと考えられます。簡単ではないかもしれませんが、例えば男女別寮の固定的運用を弾力化することや職員配置方法など、それを実現するための様々な検討や工夫を始めることを提案します。 ○ <u>職員の学ぶ機会の確保</u> ・所内で行う研修や派遣研修など年間計画を立てるとよいでしょう。特に、子どもの権利擁護に関する内容は欠かせません。 ・まずは「西日本こども研修センターあかし」または「国立武蔵野学院人材養成センター」が行う一時保護施設指導担当職員研修への確実な参加を求めます。 ・一般職員の専門性を向上させる外部研修派遣が困難であれば、外部講師や専門的な外部コンサルテーションを受けることも一つの方法かと思われます。 ・専門書を購入し、執務室に常備されてはいかがでしょうか。各種専門研修の資料のデータを児童相談所内の共用サーバー保管しておく「電子図書・資料コーナー」を作ることなども、ちょっとした作業ですぐにできることと思われ、職員の自発的学習の環境を整えることにつながるでしょう。
--------------------------	--

	・先進自治体の視察や実践の交流も重要であり、検討されることを期待します。他の都道府県から遠く離れているために困難なこともあるかと思いますが、実践交流は、自らの施設の運営の見直しに絶好の機会となります。
児童相談所 (一時保護所)	○ <u>児童相談所が行う質の改善への取組みへのバックアップ</u> ・上記のとおり多くの改善に向けた具体的提案をさせていただきました。その多くは予算や人員増を伴うもので、本庁の理解や取り組みなしでは実現困難なものもあります。積極的なバックアップを期待します。 ・特に職員の資質向上のため、子どもの権利擁護、意見・意向尊重の支援実施等の研修機会確保は、前述のとおり都道府県の義務とされました。職員研修により人材育成を確実にを行い、専門性の向上を図ることを県としても積極的に進めていくことが必要と思われます。 ・研修の機会確保のためには、旅費、報償費を確実に確保し、実施できるようにすることが必要です。児童福祉司や児童心理司の研修関連予算と同格に扱われる必要があります（児童福祉司や児童心理司の研修で予算を使ってしまう、一時保護施設職員研修に回らないということのないように）。 ・オンライン研修も普及してきましたので、受講できるための高速度大容量データ通信環境と端末機器の準備が必要と思われます。 ・専門図書購入の予算化も重要です。次年度最低限 20 冊程度の購入が必要です。 ○ <u>正規職員大幅増</u> 全国的に多分野でのケア職員不足です。会計年度任用職員という不安定で低賃金な条件では、良質な人材確保はできません。貴一時保護施設では、本来正規職員が担わなければならないことを、会計年度任用職員に大きく頼る面も見受けられました。会計年度任用職員は正規職員の退職、病休、休業などの不測の事態に対処するサポートの役割を担っていただくよう、体制について見直していただきたいと思います。 ○ <u>専任看護師の配置</u> 施設規模に鑑みると、医療職の常駐化は必須と思われます。兼任でなく、専任についてご検討ください。 ○ <u>児童心理治療施設の充実</u> 一時保護の長期化の要因として、社会的養護の不十分さがあげられます。支援が困難なため受け入れできる児童養護施設が無い、といったケースもあります。児童心理治療施設の充実は、単に受け皿の拡大だけでなく、社会的養護におけるケア水準を高める機能もあります。 ○ <u>建築設備の大幅改善</u> 優先検討順位としては①第 3 一時保護施設の整備、②新築移転、③大規模補修、と考えます。 ○ <u>修繕費の増額と修繕の迅速化</u> 保護施設内の壁や物品などの破損を放置しておくと、破壊は加速度的に拡大し、修繕の総額は増えてしまうという理論もあります。

国	○ <u>措置費の増額改定</u> 具体的には児童一人当たりの保護単価の増額を願います。 事務費の職員の配置加算分に「１：１の職員配置を行った場合」を創設し、手厚いケアを実施できるよう財政的バックアップを行っていただきたいと思います。児童福祉司の増員計画に比べて、一時保護施設の職員増員が遅れています。 ○ <u>一時保護施設の新築・増築・改築・大規模改修への補助の拡充</u> 設備運営基準に沿った子どもの権利が保障される一時保護において、建築設備の不備がネックになっている場合が少なくありません。積極的な補助が必要です。 ○ <u>先進的取り組みや研修資料へのアプローチの容易化</u> 例えば、「西日本こども研修センターあかし」のホームページ上から、国の子ども子育て支援推進調査研究事業の成果物や先進的取り組み例の資料、同センターが実施した研修資料のデータにアプローチしたり、ダウンロードできる機能を持たせることで、全国の一時保護施設が必要な学習資料等を閲覧・取得しやすくすることなどの実現を求めます。
----------	---

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

○ 職員の関りが丁寧

現在の設備環境及び人的配置の中で、工夫を凝らして個室を確保する、穏やかな口調で声掛けをするなど、職員一人一人が丁寧に子どもと関わろうとしています。一時保護施設の雰囲気は温かく、和やかです。

○子どもの権利擁護必要性への意識

子どもの権利擁護の必要性を意識されており、対応方針の見直しを適宜行われています。子どもの整眉や髪染めなどの要望についても、一律な規則で対応するのではなく、個別に検討が必要な課題として受け止め、保護所としての対応を職員間で悩みながら検討する姿勢を持っています。

○意見箱の運用

意見箱が設置されており、女子寮においては子どもからの投稿もよく為され、所長や班長などで構成される苦情処理委員会で検討して回答する体制が機能しています。回答内容も子どもが出入りの際に目にしやすい位置に張り出す方法で周知し、過去分は意見箱の側にファイルにして誰でも閲覧可能な状態にしています。さらに、出された意見への対応が難しい内容の時にも、意見を出した子どもの心情にできるだけ配慮しながら回答しようとする姿勢が見られました。なお、残念ながら男子寮においては意見箱の利活用が十分に行われていない様子であるため、工夫が求められます。

○外部アドボカシーの導入

アドボカシーの取り組みが実施されており、子どもにも認知されていることは日頃の取り組みの成果と考えます。子どもが話を聞いてもらえると理解できるチャンネルが多様に準備されていることはとても良いことです。

【今後に向けた課題と提案】

○職員への系統的な研修の実施及び参加の保障

子どもの権利の概念は、“子どもの権利条約”や“人権”とは何かという抽象的な内容を含むものであり、系統的に学ぶことがなければ日々の実践において生かすことは難しいものです。具体的な実践場面において何に配慮し、子どもの権利擁護を実践するかについても、子どもの発達や、一時保護施設に入所する子どもの背景等に対する深い理解が求められます。現在の人員体制では、新規に配属された職員すら研修の参加を保障できておらず、改善が求められます。

被措置児童虐待についても、職員と子どもとの間に存在する権力性に無自覚な場合に発生の危険が高まるものですが、その権力性を理解するには十分な研修が必要です。

○必要な治療やケアを優先した生活保障を

子どもの人格と成長発達を保障する観点を、日常生活のあり方や環境整備にもおいても徹底されることを願います。特に男子寮においては、鍋洗い、トイレやシャワールーム等の清掃等について子どもの当番制になっており、職員が見守りながら一緒に行っているものの、これらの作業が日常的に子どもに課されています。自分の食器を洗ったりテーブルを拭いたりなど自分の身の回りを整える範囲以上の作業や、施設や全体の生活維持のための作業については、職員もしくは委託業者が行うこととし、子どもが学習や自由時間、必要な治療やケアを受けるなど子どもとしての生活を保障されるよう改善が求められます。

○ 子どもの発達段階に応じた生活の組立てを

同様の観点から、年齢を問わず一律に消灯時間を 20 時 45 分に定めていること、学習の日課についても一律設定であり、就学前児童への生活ケアに適切に対応できる保育士有資格正規職員が配置されていないなど、有資格者の会計年度任用職員が欠員だったりして、子どもの権利の基本である成長発達権を保障する見地から細部に渡る見直しが求められます。

また、子どもが 24 時間生活する空間について、現代の一般社会の水準も考慮した施設整備が行われることは、子どもを一人の人間として尊重していることを示すものでもあると考えます。そのため、別項で指摘される施設設備の整備は、子どもの権利保障の観点からも急務であると思われます。特に私物の管理スペースや個室の設置が不十分なこと、トイレの設備自体の整備や、視覚的にも食事の場と区切られていないことなどについては、早急な改善が必要であると考えます。

○子どもの安全・安心な生活を保障すること

設備環境の影響も否定できないと考えますが、年長の子どもと、就学前や小学校低学年の子どもが混合して生活せざるを得ない実情となっています。職員配置人数の少なさも相まって、年長の子どもによるいじめや強引な言動によって、年少の子どもにとって安心できる生活が確保できない実情が見られます。これについては早急な改善が求められます。

○子どもの権利ノートについて

子どもの権利ノートに用いられている言葉遣いや表現が全般的に難しいものになっています。また内容も「子どもにも人権があること」、「侵害されたときやわからないときは、異議申し立てができること」に関する記述が不十分な印象を受けました。年齢や理解能力を考慮したわかりやすい言葉を使い、可能であれば対象年齢別に作成し、読み合わせなどをして積極的に活用することが求められます。

○子どもへの説明について

概ね実施されている様子がうかがえますが、子どもの権利擁護の観点からは、「権利が侵害される可能性がある場合、あるいは子どもの思いと児相の方針が異なる場合」などについて、十分な説明がなされることが必要です。その観点からは一時保護を受けた場合の不服申立について、あるいは今後の方針や退所時の説明についても子どもの権利を擁護し、エンパワメントする観点からの説明が実施できているかについて不断にチェックすることが求められます。

○一時保護施設職員を含めた児童相談所チーム全員で一時保護解除への支援を

一時保護解除に向けての説明などは児童福祉司の役割とされていますが、生活を共にする身近な職員も一時保護解除後の生活について、子どもと語ることができるとよいと思います。それは、児童福祉司とは別の視点で子どもをエンパワメントできたり、子どもが児童福祉司には語らない不安などを聞くことができる場合もあるからです。一時保護解除に向けての関りは児童福祉司の専業と考えるのではなく、児童相談所のチーム員全員で行うことで、より充実した一時保護解除後の生活実現に寄与できると考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	B
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	B
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	A

No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	A
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	A
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	A
No.10	個別支援は適切に行われているか	B
No.11	個別対応は適切に行われているか	B
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	B
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	A
No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ○ 児童相談所ごとに一時保護施設が置かれている 沖縄県は、2 か所の児童相談所にそれぞれ一時保護施設が併設されています。基本的には、それぞれの児童相談所は自分のところに子どもを一時保護します。したがって児童福祉司や児童心理司と一時保護施設の連携は物理的に極めて優位です。 ○ 敷地内の屋外環境が良好 中庭は広く、形も長方形で大変使いやすいものです。周囲を建物に囲まれているため、外部からの視線を気にすることなく、また子ども自身も外部に不要に目を向けることなく庭で活動することができます。また、不審者の侵入防止にも有効と思われます。 庭の脇の通路にはプランターが置かれ、草花が栽培されています。自然の緑や四季の花は、心が荒みがちな時にほっとさせるものとなるでしょう。時には、子どもが暴れ全部倒してしまうことがあるとのことでしたが、それを理由に撤去することなどせずに置き続けていることに、子どもに安心感を与えたいという職員のあたたかい心遣いを感じます。 ○ 当直ではなく夜勤体制である 数年前より当直体制から夜勤体制に移行しています。一時保護施設は深夜の身柄付入所があることもあり、また夜間は子どもが情緒的に不安定になりがちです。睡眠が良好に取れているか、悪夢を見ていないかなどは、被虐待児のトラウマを見極める際の重要な要素となります。夜間は日中同等の手厚さが求められる施設で、当直から夜勤体制に移行したことは、一時保護施設の使命や特質に鑑みた優れた選択です。 ○ 地域資源を活用している 発達障害のある子どもに対して、一時保護前から利用していた放課後デイサービス事業所に通所対応している事例があるなど、必要な療育を活用している事例もあります。通学支援が注目され、設備運営基準にも努力義務とされていますが、こうした実践は通学支援にも勝るとも劣らない優れた実践です。 【今後に向けた課題と提案】 ○ 男女完全分離についての見直しを 一時保護施設は男女二つの寮単位で生活をしており、職員体制もそれに対応する体制となっています。二つの寮は生活が独立しているだけでなく、日中の活動においても寮単位で行われるため、寮が違えば全く交流がありません。こうした体制は、古くからずっと行われているとのこと、理由やきっかけは継承されないまま現在に至っているとのことでした。 一時保護施設職員は子どもの性問題に敏感でなければなりません。子どもの被害の中でもっとも発覚しにくい事柄だからです。しかし、このことは、男女完全分離をすべきという理由にはなりません。児童養護施設での性的問題の半数は、同性間で起きています。また、発生場所が多いのは、居室、浴室、建物の裏側などが上位を占めています。さらに、性的問題発生のベースには、支配・被支配関係があると指摘されています。性的問題発生の予防としては、権利としての性を全面的に打ち出した包括的性教育や、プライベートを十分に理解するための境界に関する学習、支配・被支配に依らない良好な人間関係への支援がカギであり、男女完全分離は方法として必ずしも適切とは言えないのではないかと思います。

憲法に規定された法の下での平等の精神により、「男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。（教育基本法第 5 条）」とされています。「男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならない」とは、男女が相互に人格を尊重し、価値を認め、理解し、その相互敬重の念の上に、社会のあらゆる活動において相互の特性を発揮し相補うことを意味する、とされています。少なくとも学習現場においては、男女が一緒に活動が導入できるよう検討を望みます。

○ 職員数が絶対的に不足しており大幅な増員が急務

男女別の寮単位では、正規職員 4 名、週 4 日勤務相当の非正規の生活支援員 6 名（年度前半は 1 名欠）が子どもの生活を見ていくスタッフです。非正規職員を正規職員の勤務時間に換算すれば、8.5 人程度の職員がシフトを組んでいる状況です。夜勤は、男子寮が正規職員なら女子寮は非正規職員、男子寮が非正規職員ならば女子寮は正規職員、と必ず正規職員が 1 名は入るように勤務割は組まれています。非正規職員に多くを頼っている体制です。

非正規職員は、身分が不安定で、雇用期間が制度上 1 年単位です。こうしたことから全国的に正規職員以上に求人難の状況です。一時保護施設の専門的で安定的に従事できるスタッフを揃えるには、最低限、現在の非正規職員である「生活支援員」6 名分を資格のある正規職員に置き換えていくことにより夜間は男女とも正規職員とすることが必須かと思われます。そして最終的には、夜間の丁寧なケア、緊急入所等の対応に適切に対応できるようにするために、男子寮、女子寮、幼児寮各々、正規職員 1 名に加えて会計年度任用職員 1 名の配置ができるようにすることを目標に計画を立てていただきたいと思います。貴一時保護施設は、その規模、年間入所率、保護される子どもの状況ともに大都市近辺の一時保護施設と遜色ないものです。大都市近辺では、入所児童定員対職員数は 1 : 1 以上となっています。

○ 個室が保障されていない状況

入所率が低い時のみ個室化が可能であり、実際にそのように運用されています。個室は、プライベートの保障、ひとりになることが可能な空間、気持ちが荒れた時などタイムアウトやクールダウンで自己を取り戻すため（逆に、個室がないと他児の刺激により興奮がさらに高まり鎮静化に長時間を要する）、など現代の一時保護施設には欠かせないものと言えます。国も個室化を推奨しており、設備運営基準でも学齢児の個室設定を努力義務としました。

現在の建物で個室化を図るには大規模改修が必要であり、そうして個室化を進めた場合、入所定員減は避けて通れないでしょう。また、大規模改修を行うには、プレハブ等で一時的な保護スペースを確保しなければ実際には難しいかもしれません。むしろ、別の場所に新築移転を検討すべきと思われます。

○ 一部の睡眠スペースが不適切

現場の苦肉の策として、パブリックスペースの一部を畳張りにして、そこに布団を敷いて就寝場所としています。これは夜間、他の居室の子どもが手洗いに行くような際、すぐ脇を歩いていく構造になります。この場所で寝る子どもにとっては、安眠が妨げられるだけでなく、事故も強く懸念されます。このような運用が常態化していることは早急に改められる必要があると思われます。

○ 居室等の諸室の数や広さ、その配置、動線が極めて不都合

職員専用の管理エリアとしての職員室・宿直室と、子どもの生活エリアとの位置関係、子どもの生活エリア内の居室どうしの位置関係、食堂・トイレの位置関係など、子どもが生活しやすいものとなっておらず、また、職員が子どもの生活を支えやすくするものとはなっていないように感じました。1 階と 2 階の建物内の動線も非合理的なものです。このため、生活と職員の業務の負担が増していることは否めません。

○ 管理・維持が不十分で快適な生活環境とは言い難い

過酷な生活を強いられ、環境的にも決して恵まれていなかった子どもに対して、快適な生活環境を与えることは、暴力がなく必要なケアがなされる安全確保と同等に必要なことです。しかしながら、部分的に設備の壊れたものが、職員によると思われる応急補修のままになっている場所があったり、テープのはがし跡がくっきり残っていたり、掲示物が破れたりしている所が目につきました。初めてこの場所に一時保護されて不安でいっぱいの子どもが、施設内に入った時にこれを目にしてどう感じるでしょうか。

要因として考えられるのは、修繕費等の十分な予算が確保されていないこと、職員の雑用が多く手が回らないこと、子どもたち自身の当番としてのさまざまな作業が生活維持に必須化され、結果的に十分な生活環境管理ができなくなってしまっていること、などが考えられます。

最近新たに児童相談所を設置した自治体の一時保護施設では、職員でなくても出来る清掃などは業務委託しているところが少なくありません。業者委託した場合には、窓清掃等も定期的に行われ、汚れがこびりついたままということはまず考えられません。こうした自治体は、「一時保護施設の生活は快適でなければならない」と考えることと同時に、本来ならば大人の責任として、大人の役割として行うべきことを「一時保護施設だから」「施設だから」という理由で子どもにさせるべきではない、との考え方を持っています。

環境整備に職員が手を取られてしまうと、子どもへのケアの低下が確実に起こると思われれます。業者委託等の導入の検討を期待します。

○ 2 階学習エリアの活用を

現状として、貴一時保護施設には、ほぼ同じ広さの学習室が 2 室準備されています。必要最低限の教科書などの学習教材や学習机、黒板があります。男女完全分離支援であることと、個々の子どもの実情に応じた対応を行うため、訪問調査時は男児のみが学習室を使用する状況でした。ほんの一部の児童が学習室を使用する現状になっているため、特別な事情の無い子どもたちは生活エリアで密度の高い状態で過ごすことになります。

つまり、学習室が効率的に活用されていないという課題があり、これに起因する生活空間における「過密状態」から、不要なトラブルが生じたりするといった事態となっていることで、保護された子どもの安全・安心に課題が認められます。

また、男女完全分離支援と子どもの実情に応じた学習指導を実践するため、決して十分でない職員を男女別に分散配置せざるを得ず、さらに人手不足を助長する形になっているという課題もあります。

改善するためには、まず、男女別支援の軛から解放されることが必要と思われれます。一時保護施設は異年齢構成であることから、学習支援のグループ分けは、学習内容が近い発達段階別に行うことの方が自然で、効率的です。学習スペースを有効活用することによって生活の質が少しは改善できると思われれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	C
No.21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	C
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A

No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	C
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	B
No.26	情報管理が適切に行われているか	A
No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	C
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	A
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	A
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ○制約が多い中でも子どもへのかかわりがよい 人員体制、建物設備、システム、マニュアルなどに大きな制約があり、難しい養育環境の中、少人数で子どもの対応をしなければならない状況にあるにもかかわらず、子どもを厳しい規則でがんじがらめにするような対応をとっていないことは素晴らしいことだと思います。無断外出への対応についても、懲罰的でなく、子どもの振り返りを促すようなものとなっています。職員らの人柄もよく、子どもに対して高圧的な態度をとるようなことも観察されませんでした。この点はぜひ継続していただきたいと思います。 ○運動場、体育館、食事の良さ 芝生の運動場と体育館があり、運動をしやすい環境にはなっています。また、食事についても直営で調理しており、味もよくて温かく、子どもたちに大変好評でした。 ○ 防災計画・備蓄品が適切 児童相談所としての防災計画が定められ、備蓄品も準備されています。 【今後に向けた課題と提案】 ○個別対応を行うことが困難な様々な要因 先に述べた人員体制、建物設備、システム、マニュアルなどの問題に起因し、非行少年や様々な障害をかかえた子どもへの個別対応が極めて難しくなっています。結果として本来予定していなかったスペースを用いて個室とするなどの工夫をしていますが、限界が感じられました。また、少人数で子ども同士のトラブルに対応する必要があることから、死角をつくらない工夫などがなされていますが、それが結果として子どもに対する圧迫感につながっている可能性があります。また、子どもに対してグリーフケアを十分に行う余裕もないという説明を受けています。 ○就学前児童の適切な保育環境、保育体制を 就学前児童は性別に関係なく「女子・幼児寮」で生活しています。幼児と学齢時の生活リズムの違いはそれなりに配慮されていますが、一体的ケアは、幼児・学齢女児双方でケアニーズに応じられていない可能性（実際の現場対応としてはどうしても幼児優先になりがちだったり、学齢女児間の大きなトラブルがあれば、その対応が最優先され、幼児に我慢を強いてしまう）があります。幼児専用のエリアや幼児専任の保育士有資格者の配置が求められます。 ○子どもの自己決定権の範囲の拡大を 一時保護施設にいる短い間に、子どもの選択権や自己決定権を支援する機会を提供することをご検討ください。例えば子どもの衣服については、職員がサイズを選び貸与することになっていますが、衣服は一時保護施設にきて最初に与えられるものです。ここで子どもたちがサイズ別で服を選べるようになるだけでも、自分の選択権を認識する機会につながります。また、食事内容や生活についても、子ども会議を開催するなどして子どもから提案も行うことで、子どもの自己決定権を強くすることに繋がるのではないのでしょうか。 ○睡眠確保への配慮を 極めて限られたスペースの中で、合宿所のように布団を大人数で並べて睡眠をすることになるため、寝相が悪かったり、夜に騒ぐ子どもが出たりすると、他の子どもが慢性的に睡眠不足になる可能性が高く、それは子どもの

心理状態にも悪影響を与えます。また、スペース上の理由から睡眠時間も全児童共通となっており、これは年齢の高い子どもにとっては就寝時刻があまりにも早すぎるものになっています。感染症が生じた際にも対策が困難です。

○学習指導のありかたの見直しを

男女を厳格分離しているために、学習室の活用が有効に行えていません。訪問日は、男子のみが学習室を使用する状態でした。主な要因としての職員のリソースの問題の改善が求められます。また受験生に対してオンライン学習環境を整えるということも現時点では準備できていません。端末の準備や大容量高速データ通信が可能な環境の導入をご検討いただければと思います。

現状の学習活動の場所や方法を見直し、2階の学習室やその周辺のスペースの活用法についてもご検討ください。

○継続的な質向上のための仕組みを

業務多忙のため、マニュアルの整備や、よりよい計画策定や目標設定を行うこと、研修や業務見直し…等を通じて一時保護施設の質の向上を継続的に行う取組みができていません。このままでは余裕がない→改善ができない→職員の疲弊と休職→余裕がさらになくなる、という悪循環になりかねないと思われるため、どこかで流れを変えるために力をいれる必要があると考えます。例えば、定期的な一時保護施設運営の振り返りや、今後より良いものとするための改善策を現場で考えることからスタートしてみてもいかがでしょうか。なお、職員が集まって検討するためには、その間の代替職員の雇用も必要になると考えます。

○子どもの権利が守られ、育ちが促進される一時保護施設になるための抜本的な体制の改善を

職員体制の抜本的拡充を期待します。具体的には「新しい社会的養育ビジョン」に記載されている「緊急一時保護のための一時保護所では、子どもの不安は最も高いものであり、少なくとも常時子ども2人に対して1人の大人がケアできる体制」を目指したいところです。

加えて、新たな一時保護施設の設置の検討を提案します。設備運営基準は、既存の施設の設備には適用されない、とされていますが、設備運営基準が求める子どものプライバシーの確保や必要以上の権利制限の禁止など権利擁護を実現するためには、現状の設備では、運営に工夫を凝らしても限界があるように思われます。抜本的改革には、三通りの方法が考えられます。第1案は、近隣に、個室が確保されたユニットケアが確実に行える第3の一時保護施設を設置し、現在の施設は、プライバシー確保などの生活環境の改善のために、入所定員を減らすことです。第2案は、個室確保とユニットケアが確実に行える施設を新築し移転すること、第3案は、現在の施設を大規模改修し生活環境の向上を図ることです。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	B
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.37	食事が適切に提供されているか	A
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	B
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	C
No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B

No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	B
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	A
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	B
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.49	障害児(発達障害、知的障害、身体障害など)を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	B
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	B
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	B
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	B

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ○相談部門との連携が概して密に行われている 一時保護された子どもの社会調査結果や心理所見は比較的ていねいに共有されています。児童福祉司や児童心理司は口頭やメモでていねいに一時保護施設に情報を伝えています。また、援助方針会議に向けて必ず事前に児童福祉司、児童心理司、一時保護施設の三者によるケースカンファレンスを行うことで総合診断を行うとともに、支援方針のすり合わせを行うことが定型化されています。担当者レベルで情報共有や意見交換を行うことは、適切な援助方針を導くにあたり優れた取り組みと思われる。 ○事実上の観察会議が行われている 一時保護ガイドラインでは、観察会議は週に一回程度、児童福祉司、児童心理司の参加を求め、「個々のこどもの行動観察結果、聴取できたこどもの意見、そこから考えられるこどもの行動の背景、それに基づく一時保護施設内における援助方針について確認するとともに行動診断を行う」とされています。貴一時保護施設では、各寮内で職員が観察結果を持ち寄って意見交換を行い、それをもとに担当職員が行動診断記録を作成することが定着しています。この時に、児童福祉司・児童心理司は参加しませんが、日常的な情報交換等の連携や援助方針会議前のケースカンファレンスによって一時保護ガイドラインが求める機能は果たせていると思われる。複数の職員で観察結果を持ち寄り、意見交換を行うことは、職員自身の専門性を高めるのに有効な方法です。観察会議がグループスーパービジョンの場になっています。 【今後に向けた課題と提案】 ○ 行動観察における「強み・長所」の記載 行動観察記録は詳細に記載されていましたが、どちらかと言えば子どもの問題点や課題の記述が多く、強みや長所が少なく感じました。行動観察の中では課題のみならず、ストレングスを見出していただけと、今後の対応の大きな手がかりとなります。 ○ 一時保護施設のケア機能の充実を 現在は、生活の面倒を見ているという姿勢に重点が置かれているため、子どもに対する支援という視点を高める必要があると思われます。それは、子どもと生活を共にする中で日常的に、子どもの話を聞いてあげたり、思いをすくい取るということを行うことです。また、小さな変化にも目を向け、どうして変化したのか、その子どもにとってよい道は何か、常に考え、必要に応じて生活場面面接を行うことを当然の業務としていけると、よりよい支援につながると考えられます。一時保護施設でのケアは、小児逆境体験による子どもの心身の健康や発達への悪影響から、保護・補償的体験の蓄積による子どもの回復や成長、心身の健康維持へのシフトという視点・姿勢を持つことが重要と考えます。 ○ 就学前児童への保育の充実を 就学前児童は、学齢児以上に事故や病気の予防、安全な遊びの提供、適切な食事や睡眠の確保など、子どもたちの健康と安全に関する様々なニーズへの配慮が求められます。言語発達も十分でないことも少なくありません。こうした就学前児童の生活ケアは、高い専門性が求められ、保育士有資格者が当たることが望まれます。

○ 行動診断につながる行動観察と記録作成

行動診断は、日常生活の様々な場面（例えば、食事や睡眠、対子ども関係、対大人関係）での行動を丁寧に観察し、拾い上げながら、その行動がどんな要因でなされているのか、客観的に分析し、生育歴や家庭環境なども確認しながら問題の本質に迫り、解決に向けての支援の指針を導くプロセスです。現状では、観察した事実や職員の介入による子どもの行動（参与的行動観察）が羅列される形で記録されていますが、他の場面での行動との関連や家庭状況、社会体験なども関連づけて考察し、仮説検証を繰り返していくことが適切な行動診断につながります。これらの確実な遂行は、一朝一夕でできることではありません。ケース記録上では、事実と所見の小見出しを付けて明確に区分して記録することで、ケース記録の持つ公文書としての要求水準をクリアしたうえで、行動診断力の向上のために、日々のケース記録作成の意識ができるとういでしょう。スーパーバイズもしやすくなります。

○ 個人差のない連携できるように

概ね相談部門との連携は良好と思われますが、職員個人による濃淡があるようです。一定の水準以上の連携ができる対策ができるとよいと思われます。

その一つの解決策が、児童相談支援システムの改修です。現在のシステムは、相談部門が一時保護部門の記録を閲覧できる半面、一時保護施設側は相談部門の記録を閲覧できない非対称設定とのことです。一時保護された子どもに関しては、一時保護施設職員も相談部門の記録が閲覧できるようにすることは、児童相談所の支援のチーム員として、業務遂行する上で必須と思われます。（閲覧制限する理由はないように思います。）

○アウトリーチする一時保護施設職員を目指して

一時保護施設における行動診断結果は、そのリアリティと効果的支援の実証として、一般的には家族や関係機関から高く評価されています。貴一時保護施設職員も家族や関係機関との面接や会議に参加する準備はあるため、「一時保護施設職員も家族面接や関係機関との面接に同席が必要」という児童相談所の意識改革が求められます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	B
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	B
No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	C
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	B
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A